プロジェクト　時価の算定に関する会計基準
項目　第 456 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 456 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 30 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定

2. 非公開株式に投資する投資信託について、「一般に、投資信託とは投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品」との書き方にすると、例えば一人私募投信のように「一般ではない場合」には、別の取扱いがあり得るとも読め、財務諸表作成者や監査人の実務に混乱が生じる懸念があるため、記載の修正を検討頂きたい。

3. 「投資信託財産の評価額の単純な合計額を投資信託の総口数で割った一口あたりの価額である基準価額が時価となるわけではなく」との記載における「評価額」とは何かを確認したい。また、基準価額を時価とみなすことができるとする要件について、適用の困難さを軽減するため、「第 24-3 項(1)及び(2)においては、当該投資信託の財務諸表が、IFRS、米国会計基準又はこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認することを求めている」との記載は意味が分かりにくいため、記載振りを改善頂きたい。

4. 未公開株式に投資する投資信託の取扱いについて、時価が基準価額なのか、基準価額に調整をした額なのかについて説明はされているが、未公開株式を直接保有する場合は取得原価で、投信を通じて間接保有する場合は時価であるとの理由付けが必要であるため、記載の修正を検討頂きたい。また、金融商品専門委員会において、海外の未公開株式に投資する場合はパートナーシップでの投資形態が多いと考えられる旨指摘があったため、会計上のアービトラージが起きないかという観点で、現状、どのような取扱いを提案していることになるのかという点について簡潔に整理頂きたい。

5. 「相対で取引できると見込まれる価格が存在する場合、観察可能なインプットと考

えられる」とあるが、混乱を招く懸念がある。また、別の提案であるが、解約制限が存在していても、独立した第三者間の取引において基準価額からの調整を求められるとは限らないことを踏まえると、公開草案第 24-2 項における、重要な解約制限があって市場参加者からリスクの対価を求められるか否かに関しては、基準価額では時価として明らかに適当でないことが認識される場合以外は基準価額で良いとする方向で理屈付けしていく方が、IFRS 基準との大きな差異が生じてしまうという懸念に対処するという点においても望ましいと考える。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記

6. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する金融商品はレベル 3 に該当することが多いと考えられるため、調整表を求めるとの理屈付け自体に異論はないが、コメント提出者が求めている、レベル 3 に該当することが多いということの裏付けについては、説明が不足しているため丁寧に対応すべきである。また、調整表は作成しないこととし、例えば、別途、取得価格や含み損益などを開示する案を検討してはどうか。

7. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託がレベル 3 に該当することが多いとの記載に関しては、重要な解約制限があって、かつ、基準価額から調整を求められる場合において、基準価額から調整を行わないのは、観察可能なインプットではないゼロをインプットとして利用しているということなので、レベル 3 の評価であると考える。また、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の時価が、「みなし時価」であって「時価」ではないとする考え方もあり得るとは考えるが、日本基準を IFRS 基準と整合的なものにするとの当初の目的に照らすと、あくまでレベル 3 の「時価」であると整理する方が望ましいと考える。

8. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の時価について、開示上、他の金融商品の時価の合計に含めるのかどうか、明らかにすべきである。

9. 時価評価を行わず、時価を注記する投資信託に該当するケースの取扱いについての事務局の対応案では、レベル 3 の調整表が「時価を注記する金融資産及び金融負債」に求められていないことと実務上大きな差は生じないとしているが、単に時価注記のみのものについては、調整表は不要であることを明記すれば良い内容と考える。

投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定

10. 投資信託財産が不動産である投資信託について、「通常は金融投資目的で保有される金融資産」であると考えられるとの記載は、「通常でない」場合はどうするのかという疑問が生じ得るため、通常でない場合も含めて一律時価評価ということであれば、その旨が分かるように記載すべきと考える。

11. 解約等に関する重要な制限の判断基準についての事務局の対応案では、定量的な目安を示すことは困難であることから対応しないとしているが、公開草案の公表前よりも実務的な懸念が深まった印象を持っている。

12. 相対で取引できると見込まれる価格が存在し、それが観察可能なインプットになる場合とは具体的にどのような場合かをより明確にすべきと考える。また、「重要な解約制限があり、かつ、基準価額では相対取引ができない見込みがある場合」に基準価額を時価とみなす取扱いを適用できるとして限定していく方が、国際的な取扱いとの整合性という観点からも問題が縮小していくと考えられるため、記載を検討頂きたい。

13. 時価の算定日と基準価額の算定日の不一致について、その不一致の幅が大きい場合でも、入手し得る直近の基準価額を使用する方が、時価評価しないよりは有用な情報が提供できる旨を記載してはどうか。

組合等への出資の時価の注記

14. 「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認を求めるコメントへの対応の記載については、2019 年の時価算定会計基準の公表時のコメント対応表に関連した内容があり、こちらを参考にして頂いた方がコメント提出者の意図と合うのではないか。

適用時期等

15. 適用時期については、様々な財務諸表作成者の団体から、準備期間の十分性に鑑みて、1 年程度延ばしてほしい旨コメントが寄せられている。これに対し、公開草案を出して意見を求めたにもかかわらず、実務に配慮した内容であり過大な負担は生じないため公開草案を修正しないとするのは違和感がある。

16. 解約制限が時価に影響を与えるものがあるか否かを各投資信託について一つ一つ確認していく必要があることを踏まえると、仮に 5 月に最終化できたとしても、残り 10 か月程度の準備期間では短いと考えられるため、再度慎重に検討すべきと考える。

17. 重要な解約制限に該当するか否かの判断は、全ての解約制限を確認したうえでないと行えず、その判断に必要な情報も特定の箇所にまとめて記載されているわけではなく、資料の大半が紙であると考えられるため、作業には相応の時間を要する懸念がある。多くの団体が適用時期を 1 年程度延期してほしいとコメントしている状況下では、公開草案から実務上の配慮を拡大する等の追加措置がないのであれば、適用時期を修正しない余程の理由付けがない限り、適用延期について積極的に検討頂

く必要があると考える。

18. 財務諸表作成者の立場の団体が総じて適用時期の延長のコメントを寄せていることや、すでに事業計画や予算がある程度決まっている中で、適用準備に向けたリソースやシステム開発の問題を踏まえると、適用時期については今一度慎重に検討すべきと考える。

その他

19. 本適用指針と IFRS 第 13 号の取扱いに重大な乖離が生じてしまうと最終化に向けた合意形成は難しくなると考えられるため、本適用指針と IFRS 第 13 号との整合性には十分留意して、検討を進めて頂きたい。

以　上